

# ようこそ志布志へ キモチ アガル 移住・定住支援メニュー

Welcome to Shibushi

市では、移住・定住に関する補助を多数実施しています。

「私が対象になる補助金ってあるのかな？」そのお悩みの解決を支援する補助対象を判定する電子フォームの公開を開始しました。

右の二次元コードを読み取り、質問に答えていくことで、該当する移住・定住支援メニューが案内されます。

■問い合わせ先：総合政策課 地域政策グループ Tel.099-472-1111 (内線 443・444)



▲補助対象判定はこちらから



## ◆補助金の申請は、いつでも・どこでもできる電子申請が便利です◆

移住・定住に関する各種補助金の申請について、紙による申請書の提出のほか、電子申請での受付を開始しています。市役所に行かなくても、インターネット上で24時間いつでも申請することができます。

### 【※電子申請を行うためにはアカウント登録が必要です】

- ① 申請フォームでまず初めにアカウントログインを要求されますので、アカウントをお持ちでない方は「新規アカウント登録」に進んでください。(以下では自分のメールアドレスを用いて登録を行う方法を紹介しています)
- ② 新規アカウント登録の画面で、ご自身のメールアドレスを入力後、「アカウント登録用のメールを送信」をクリックください。すると、入力したメールアドレス宛に「LoGoフォーム」よりメールが届きます。
- ③ メール本文内のURLをクリックすると、「新規アカウント登録フォーム」が表示されますので、氏名、住所、パスワードなどを入力してください。(※メールアドレス、パスワードはログイン時に必要な情報となりますので忘れることがないようにお願いします。)
- ④ すべて入力したら「確認」をクリックしてください。確認画面が表示されますので、入力した情報に間違いがなければ一番下の「登録」をクリックしてください。登録作業は完了となり、表示された「申請へ進む」をクリックするとそのまま申請フォームへと移動します。

## 《移住・定住支援メニュー》

### 定住支援事業補助金

移住された方だけでなく、本市に居住している方の住宅取得を支援します。

【補助基本額】 30万円

【加算額】 30万円 (地元施工業者加算：新築のみ)  
50万円 (若者加算：39歳以下)  
30万円 (若者加算：44歳以下)  
20万円 (子ども加算：18歳未満の子ども1人につき)  
※年齢に関する要件をなくし、全年齢が対象となりました。



▲詳細はこちら

### 若者・子育て世帯移住支援事業補助金

若者・子育て世帯の移住を支援します。

【補助基本額】 20万円 (39歳以下)

10万円 (上記を除く44歳以下)

【加算額】 5万円 (子ども加算：18歳未満の子ども1人につき)



▲詳細はこちら

### 奨学金返還支援事業補助金

奨学金の貸与を受けて進学した若者の奨学金返還を支援します。

【補助額】 上限：年額24万円

(前年度の奨学金返還額の相当額を補助します)

(例) 令和7年度に返還した奨学金が30万円の場合

→ 令和8年度の返還支援額(補助額)：24万円



▲詳細はこちら

### 空き家バンク登録促進事業補助金

空き家バンクに登録している物件に対して行うリフォームと家財処分費用を補助します。

【補助額】

リフォーム費用：上限50万円(費用の50%)

家財処分費用：上限10万円(費用の50%)

※ 多数の物件登録をお待ちしています。



▲詳細はこちら

### 結婚新生活支援事業補助金

若者の婚姻に伴う新生活スタートを支援します。

【補助額】

夫婦ともに29歳以下の場合：上限60万円

夫婦ともに39歳以下の場合：上限30万円

夫婦ともに44歳以下の場合：上限20万円

※ 新居への引っ越し費用や購入費用または敷金、礼金などが対象です。



▲詳細はこちら

### 東京圏移住支援事業補助金

東京圏<sup>※</sup>から移住し、就業・起業・テレワークをする方を支援します。

(※ 東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県。一部、対象外の地域あり。)

【補助額】

単身者：60万円

2人以上の世帯：100万円

(18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合、1人につき100万円加算)



▲詳細はこちら

### 地方就職学生支援事業補助金

本部が都内にある、要件を満たす大学に在学している学生に対して、就職活動に

要した交通費と志布志市へ転居の際にかかった費用を補助します。

【補助額】

交通費：1回分の往復交通費の50%(上限あり)

移転費：運送費用など、移転にかかった費用(上限あり)

※この補助金は、電子申請対象外ですので、市役所窓口への申請書提出が必要です。



▲詳細はこちら